

室戸勤労者体育センター 指定管理者

# 募 集 要 項

令和5年12月

室 戸 市

## ◆ 指定管理者募集の目的

室戸勤労者体育センターは、市民の体育の普及、振興及び健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的に設置した施設です。

室戸勤労者体育センターの運営管理について、施設の設置目的に沿った運営に加え、多様化するニーズに対応するとともに、効率的かつ効果的な運営方針を持った指定管理者を以下のとおり募集します。

### 1 施設の概要

- (1) 名称：室戸勤労者体育センター
- (2) 所在地：室戸市室津 2186 番地 1
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 平屋建
- (4) 延床面積：1,164.44 m<sup>2</sup>

※詳細は別紙「施設図面（平面図）」のとおり。

### 2 応募資格

指定管理の期間中、安全かつ円滑に室戸勤労者体育センターを管理運営できる法人、その他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法及び民事再生法に基づき更正又は再生手続をしている者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (6) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者
- (7) 国税及び地方税を滞納している者

### 3 応募期間

令和 5 年 12 月 19 日（火）から令和 6 年 1 月 19 日（金）17 時 15 分まで

提出先：〒781-7185 室戸市浮津 25 番地 1

室戸市教育委員会事務局 生涯学習課

TEL：0887-22-5142 FAX：0887-22-1120

E-mail：mr-060200@city.muroto.lg.jp

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

室戸勤労者体育センター設置及び管理条例（以下「条例」という。）第3条に規定する業務

※ 詳細は別紙「室戸勤労者体育センター指定管理者業務仕様書」のとおり。

#### 5 管理の基準

##### (1) 開館時間及び休館日

（開館時間）午前9時から午後10時まで

（休館日）1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

※ ただし、市長の承認を得て開館時間の変更や臨時休館をすることができる。

##### (2) 利用料金

利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。

利用料金の額は、「室戸勤労者体育センター設置及び管理条例」第9条の別表に規定する金額の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとする。

※ 指定管理者は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

##### (3) 自動販売機の取り扱い

飲料水等の自動販売機の設置及び管理を行う場合は、得られた収入の金額を自動販売機収入として計上し、管理費用に充当すること。

#### 6 選定の基準

(1) 事業計画書による運営管理が利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

※ 詳細は別紙選定基準書のとおり。

#### 7 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

#### 8 指定管理料について

室戸市が指定管理者に支払う指定管理料については指定しません。

応募者が収支計画上可能な提案を行うものとし、その算定根拠について記載すること。以下に、平成26年度以降の指定管理料を示します。

また、収支計画書作成にあたっては、別添資料1、2を参考として下さい。

年度（4月から3月まで）	指定管理料（円）
令和元年度	5, 1 6 0, 0 0 0
令和2年度	5, 2 1 0, 0 0 0
令和3年度	5, 2 1 0, 0 0 0
令和4年度	5, 2 1 0, 0 0 0
令和5年度	5, 5 1 0, 0 0 0

## 9 配布資料

- (1) 募集要項
- (2) 室戸勤労者体育センター指定管理者業務仕様書
- (3) 申請書類一式
- (4) 選定基準
- (5) 施設図面（平面図）
- (6) 室戸勤労者体育センター設置及び管理条例、同施行規則
- (7) 室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則

## 10 提出書類（原本1部、複写10部）

- (1) 申込書（別記様式第1号）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類
  - ・法人登記簿の謄本（法人の場合）
  - ・団体の定款、寄附行為、規約その他
  - ・代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (3) 申立書（別記様式第2号）
- (4) 管理に係る事業計画書
- (5) 管理に係る収支計画書
- (6) 申込団体の経営状況を証明する書類
  - ・国税及び地方税の納税証明書  
（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
  - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類  
（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - ・事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類  
（作成しているもののみ）
  - ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - ・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

## 1 1 募集及び選定スケジュール

### (1) 応募期間

令和5年12月19日（火）から令和6年1月19日（金）17時15分まで

### (2) 質問の受付

令和5年12月20日（水）から令和6年1月12日（金）17時15分まで

### (3) 審査会（ヒアリング）

令和6年1月25日（木）午後（予定）

※時間につきましては、応募者に対し別途通知いたします。

### (4) 審査結果発表

上記の審査会（ヒアリング）終了後

### (5) 指定管理者の指定

令和6年3月（3月室戸市議会定例会における議決後）

※議決を得られなかった場合には、再公募となりますが、今回の申込に係る費用、その他について、市は責任を負いません。

## 1 2 留意事項

### (1) 重複提案の禁止

1団体につき、応募は1案とします。

### (2) 提案内容変更の禁止

提出された書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、基本的に内容の変更は認めません。

### (3) 応募書類の取扱い

応募書類は、返却いたしません。

### (4) 応募の辞退

申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

### (5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

### (6) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

① 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守れなかったとき場合。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 提案書の提出から指定管理者の承認までの間に、著しく信義に反する行為を  
起こした場合

### (7) その他

指定管理者選定委員会での審査の結果、評価点数が基準点を下回っている場合や提案内容が指定管理制度の目的にそわない等と判断した場合は、どの申込者も選定されません。

## 資料1

## 令和3年度 室戸勤労者体育センター収支精算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

## 【収入】

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
1) 指定管理料	5,210,000	
2) 利用料	407,880	施設利用料
3) 手数料	149,886	自動販売機手数料
4) 受取利息	13	利息
5) 雑収益	1,000	駐車場利用
6) 前年度繰越	159,636	
合計	5,928,415	

## 【支出】

(単位:円)

区 分	科 目	金 額	備 考	
1) 人件費	賃金	1,728,000	事務職員賃金	
	通勤交通費	36,000	職員通勤交通費	
	法定福利費	325,319	社会保険料、労働保険料等	
	福利厚生費	6,851	健康診断	
2) 管理費		2,130,320	夜間・土日祝業務	
	委託料		128,300	清掃業務
			170,500	浄化槽保守点検
			60,500	消防用設備等点検
			6,000	作業交通費
	旅費交通費	6,000	作業交通費	
	消耗品費	144,145	事務用品、日用品他	
	雑役務費	38,720	草刈・除草剤代	
	燃料費	25,080	ガス代	
	光熱水費	534,029	水道代、電気代	
	修繕費	87,254	施設修繕	
	通信運搬費	125,216	電話・インターネット料金等	
	備品費	218,900	机10台	
	手数料	10,847	浄化槽法定検査手数料・振込手数料等	
	保険料	53,670	施設利用傷害保険	
	使用料	14,031	NHK受信料	
賃借料	59,400	AEDリース料		
次年度繰越	25,333			
合計		5,928,415		

## 資料2

## 令和4年度 室戸勤労者体育センター収支精算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

## 【収入】

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
1)指定管理料	5,210,000	
2)利用料	485,490	施設利用料
3)手数料	147,923	自動販売機手数料(2台)
4)受取利息	15	利息
5)前年度繰越	25,333	
合計	5,868,761	

## 【支出】

(単位:円)

区 分	科 目	金 額	備 考
1)人件費	賃金	1,728,000	事務職員賃金
	通勤交通費	36,000	職員通勤交通費
	法定福利費	343,087	社会保険料、労働保険料等
	福利厚生費	7,169	健康診断
2)管理費	委託料	2,159,634	夜間・土日祝業務
		129,494	清掃業務
		170,500	浄化槽保守点検
		60,500	消防用設備等点検
	旅費交通費	3,800	交通費、駐車場代
	消耗品費	140,008	事務用品、日用品他
	雑役務費	74,557	草刈、除草剤代
	燃料費	26,400	ガス代
	光熱水費	504,490	水道代、電気代
	修繕費	101,420	施設修繕
	通信運搬費	131,581	電話、インターネット料金等
	研修費	7,000	防火管理者講習
	手数料	10,627	浄化槽法定検査手数料、振込手数料
	保険料	53,670	施設利用傷害保険
	使用料	14,205	NHK受信料
	賃借料	35,640	AEDリース料
次年度繰越	130,979		
合計	5,868,761		